



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴う規定及び様式の整備（第11条・第90号の2様式関係）
- (2) 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（第39条の2・第105条関係）
- (3) 自動車税の減免の対象となる一般乗合用バスに係る交付金に通院系統維持交付金を加えることとした。（第80条の2関係）
- (4) 地方税法及び島根県県税条例の一部改正に伴う規定及び様式の整備（附則第10項・第89号様式その1・第98号様式その1・第100号様式関係）
- (5) 自動車取得税の非課税の対象となる一般乗合用バスに係る路線に通院系統維持交付金の交付を受けて運行する路線を加えることとした。（附則第11項関係）
- (6) その他様式の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については平成28年1月1日から、1の(2)については平成29年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（法第53条第39項の規定により充当する場合を除く。）」を削る。

第39条の2第2項中「合計所得金額（」の次に「法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

第80条の2中「広域通学系統維持交付金」の次に「又は通院系統維持交付金」を加える。

第105条第1項中「合計所得金額（」の次に「法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、」を加え、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

附則第10項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第11項中「広域通学系統維持交付金」の次に「又は通院系統維持交付金」を加える。

第30号の2様式中

「

年 月 日	本店所在地	() —
	電話番号	
	(ふりがな)	
	法人名	
	県内事務所等所在地	

県民センター所長 様	電 話 番 号	() —	を
	代表者 (清算人) 住所		
	(ふ り が な) 代表者 (清算人) 氏名		
区 分	解散 清算終了 (被) 合併 事務所等廃止 連結納税の適用開始 (終了) その他の変更 (該当するものを○で囲んでください。)		

年 月 日	(ふ り が な) 法 人 名		に、
	本 店 所 在 地 電 話 番 号	() —	
	県 内 事 務 所 等 所 在 地 電 話 番 号	() —	
	(ふ り が な) 代 表 者 (清 算 人) 氏 名		
	代 表 者 (清 算 人) 住 所		
届 出 事 項 の 区 分	※該当するものを○で囲んでください。 本店所在地変更 組織又は商号変更 代表者変更 解散 清算終了 (被) 合併 事務所等廃止 連結納税の適用開始 (終了) その他の変更 ()		

変 更 事 項	(ふ り が な) 変 更 後	(ふ り が な) 変 更 前	を
---------	----------------------	----------------------	---

届 出 事 項	(ふ り が な) 変 更 前	(ふ り が な) 変 更 後	に、
---------	----------------------	----------------------	----

そ の 他 ()			を
--------------	--	--	---

そ の 他			に改
-------	--	--	----

める。

第89号様式その1 表面を次のように改める。

第89号様式その1 (第36条、第40条関係)

(表)

法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正(決定)通知書

〒

様

第 年 月 日

県民センター所長



次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			法 人 番 号	
事 業 税				県 民 税	
摘 要		課 税 標 準	税 率 / 100	税 額	課 税 標 準 の 総 額
		円			円
所 得 割	所 得 金 額 総 額				法 人 税 割
	年400万円以下の金額				
	年400万円を超え年800万円以下の金額				
	年800万円超の金額又は軽減税率不適用				
	計				
付 価 値 加 割	付 加 価 値 額 総 額				税 割
	付 加 価 値 額 本 県 分				
資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額				均 等 割
	資 本 金 等 の 額 本 県 分				
収 入 割	収 入 金 額 総 額				利 子 割
	収 入 金 額 本 県 分				
合 計 事 業 税 額					算 定 期 間 中 に お い て 事 務 所 等 を 有 し て い た 月 数
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額					均 等 割 額
仮装経理に基づく事業税額の控除額					既 納 付 確 定 均 等 割 額
課 税 免 除 額					納 付 す べ き 均 等 割 額 ④
既 納 付 確 定 事 業 税 額					利 子 割 額
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額					控 除 し た 金 額
納 付 す べ き 事 業 税 額 ①					に 控 除 し き れ な か っ た 金 額
地 方 法 人 特 別 税	合 計 地 方 法 人 特 別 税 額				既 に 還 付 を 請 求 し た 利 子 割 額
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 である 場合 の 納 付 額
	既 納 付 確 定 地 方 法 人 特 別 税 額				利 子 割 還 付 額
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額				
納 付 す べ き 地 方 法 人 特 別 税 額 ②					
加 算 金	不 申 告 加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	重 加 算 金		
決 定 額	円	円	円		
既 決 定 額					
納 付 す べ き 額 ⑤		⑥	⑦		
納 期 限		年 月 日			
納 付 す べ き 額		①~⑦計 円			
※ 納付すべき額がマイナスの場合は減少額となる。					
更正・決定根拠(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により、法人の事業税の例により地方法人特別税の賦課徴収を行う場合を含む。)					

この処分に対する不服申立ての方法等及び延滞金の計算方法については、裏面を御覧ください。

第90号の2様式中

「	を	「																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td></td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																	
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20																																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																	
11	12	13	14	15	16	17	18	19																																		
」		」																																								

に改め、同様式記入

要領の3中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>公社債利子</td></tr> <tr><td>2</td><td>銀行預金利子</td></tr> <tr><td>3</td><td>銀行以外の金融機関の預貯金利子</td></tr> <tr><td>4</td><td>勤務先預金等の利子</td></tr> <tr><td>5</td><td>合同運用信託の収益の分配</td></tr> <tr><td>6</td><td>公社債投資信託の収益の分配</td></tr> <tr><td>7</td><td>郵便貯金利子</td></tr> <tr><td>8</td><td>公募公社債等運用投資信託の収益の分配</td></tr> <tr><td>9</td><td>国外公社債等の利子等</td></tr> <tr><td>10</td><td>財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益</td></tr> </table>	1	公社債利子	2	銀行預金利子	3	銀行以外の金融機関の預貯金利子	4	勤務先預金等の利子	5	合同運用信託の収益の分配	6	公社債投資信託の収益の分配	7	郵便貯金利子	8	公募公社債等運用投資信託の収益の分配	9	国外公社債等の利子等	10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>11</td><td>私募公社債等運用投資信託の収益の分配</td></tr> <tr><td>12</td><td>社債的受益証券の収益の分配</td></tr> <tr><td>13</td><td>国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配</td></tr> <tr><td>14</td><td>懸賞金付預貯金等の懸賞金等</td></tr> <tr><td>15</td><td>定期積金の給付補てん金</td></tr> <tr><td>16</td><td>掛金の給付補てん金</td></tr> <tr><td>17</td><td>抵当証券の利息</td></tr> <tr><td>18</td><td>貴金属等の売戻条件付売買の利益</td></tr> <tr><td>19</td><td>外貨建預貯金等の為替差益</td></tr> <tr><td>20</td><td>一時払養老保険・一時払損害保険等の差益</td></tr> </table>	11	私募公社債等運用投資信託の収益の分配	12	社債的受益証券の収益の分配	13	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	14	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	15	定期積金の給付補てん金	16	掛金の給付補てん金	17	抵当証券の利息	18	貴金属等の売戻条件付売買の利益	19	外貨建預貯金等の為替差益	20	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
1	公社債利子																																								
2	銀行預金利子																																								
3	銀行以外の金融機関の預貯金利子																																								
4	勤務先預金等の利子																																								
5	合同運用信託の収益の分配																																								
6	公社債投資信託の収益の分配																																								
7	郵便貯金利子																																								
8	公募公社債等運用投資信託の収益の分配																																								
9	国外公社債等の利子等																																								
10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益																																								
11	私募公社債等運用投資信託の収益の分配																																								
12	社債的受益証券の収益の分配																																								
13	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配																																								
14	懸賞金付預貯金等の懸賞金等																																								
15	定期積金の給付補てん金																																								
16	掛金の給付補てん金																																								
17	抵当証券の利息																																								
18	貴金属等の売戻条件付売買の利益																																								
19	外貨建預貯金等の為替差益																																								
20	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益																																								

を

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>特定公社債以外の公社債の利子</td></tr> <tr><td>2</td><td>銀行預金利子</td></tr> <tr><td>3</td><td>銀行以外の金融機関の預貯金利子</td></tr> <tr><td>4</td><td>勤務先預金等の利子</td></tr> <tr><td>5</td><td>合同運用信託の収益の分配</td></tr> <tr><td>6</td><td>公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配</td></tr> <tr><td>7</td><td>郵便貯金利子</td></tr> <tr><td>8</td><td>国外一般公社債等の利子等</td></tr> <tr><td>9</td><td>財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益</td></tr> <tr><td>10</td><td>私募公社債等運用投資信託の収益の分配</td></tr> </table>	1	特定公社債以外の公社債の利子	2	銀行預金利子	3	銀行以外の金融機関の預貯金利子	4	勤務先預金等の利子	5	合同運用信託の収益の分配	6	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	7	郵便貯金利子	8	国外一般公社債等の利子等	9	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>11</td><td>特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの</td></tr> <tr><td>12</td><td>国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配</td></tr> <tr><td>13</td><td>懸賞金付預貯金等の懸賞金等</td></tr> <tr><td>14</td><td>定期積金の給付補てん金</td></tr> <tr><td>15</td><td>掛金の給付補てん金</td></tr> <tr><td>16</td><td>抵当証券の利息</td></tr> <tr><td>17</td><td>貴金属等の売戻し条件付売買の利益</td></tr> <tr><td>18</td><td>外貨建預貯金等の為替差益</td></tr> <tr><td>19</td><td>一時払養老保険・一時払損害保険等の差益</td></tr> </table>	11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの	12	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	13	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	14	定期積金の給付補てん金	15	掛金の給付補てん金	16	抵当証券の利息	17	貴金属等の売戻し条件付売買の利益	18	外貨建預貯金等の為替差益	19	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
1	特定公社債以外の公社債の利子																																						
2	銀行預金利子																																						
3	銀行以外の金融機関の預貯金利子																																						
4	勤務先預金等の利子																																						
5	合同運用信託の収益の分配																																						
6	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配																																						
7	郵便貯金利子																																						
8	国外一般公社債等の利子等																																						
9	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益																																						
10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配																																						
11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの																																						
12	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配																																						
13	懸賞金付預貯金等の懸賞金等																																						
14	定期積金の給付補てん金																																						
15	掛金の給付補てん金																																						
16	抵当証券の利息																																						
17	貴金属等の売戻し条件付売買の利益																																						
18	外貨建預貯金等の為替差益																																						
19	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益																																						

に改

める。

第98号様式その1記載要領の10を次のように改める。

10 ㊦の欄は、地方税法の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に該当条項を記載してください。

参考：次に該当する場合などに徴収猶予の適用があります。

- (1) 地方税法第73条の27の2第2項……………個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合
- (2) 地方税法第73条の27の3第2項……………被収用不動産等に代わると認められる不動産を取得した場合
- (3) 地方税法第73条の27の4第2項……………譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合
- (4) 地方税法附則第11条の4第2項……………心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は雇用保険法施行規則第118条の3第1項の中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に

供する施設で作業の用に供するものを取得した場合

(5) 地方税法附則第11条の4第5項……………宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得した場合
第98号様式その2中「契約の有無」を「契約書の有無」に改める。

第100号様式中

「

⑥	上記以外の規定による	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 50%;">法第73条の27の</td> <td style="width: 50%;">第 項</td> </tr> <tr> <td>法附則第11条の4</td> <td>第 項</td> </tr> </table>	法第73条の27の	第 項	法附則第11条の4	第 項	を
法第73条の27の	第 項						
法附則第11条の4	第 項						

を

「

⑥	法附則第11条の4第5項…改修工事対象住宅の取得						
⑦	上記以外の規定による	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 50%;">法第73条の27の</td> <td style="width: 50%;">第 項</td> </tr> <tr> <td>法附則第11条の4</td> <td>第 項</td> </tr> </table>	法第73条の27の	第 項	法附則第11条の4	第 項	に
法第73条の27の	第 項						
法附則第11条の4	第 項						

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第90号の2様式の改正規定並びに次項の規定は平成28年1月1日から、第39条の2第2項及び第105条第1項の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定は平成29年1月1日から施行する。

(過誤納金等の充当の通知に関する経過措置)

2 平成28年1月1日前に支払を受けるべき地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第14号に規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の県民税及び同日の属する連結事業年度分の法人の県民税に係る同法第53条第39項の規定による充当をする場合の通知については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第39条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の事業税について適用し、平成28年度分までの事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新規則第80条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成26年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

5 新規則第105条第1項の規定は、平成29年1月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新規則附則第11項の規定は、平成25年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

(用紙に関する経過措置)

7 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。